

2016年度（平成28年度）事業計画

（平成28年4月1日から29年3月31日）

我が国の森林の現状は、先人の不断の努力によって育成されてきた森林資源が既に成熟期を迎え、過半の森林は収穫期に達している。また、一方では日本の人口減少が社会問題化するなかで、国産材の供給力に対応した有効な需要を開発するためには、国内の需要開発はもとより、木材輸出も視野に入れる必要がある。

世界は、今、本格的な環境新時代を迎えおり、このような中で、今後、国内林業・木材産業の振興を図り、持続可能な森林経営を実現するためには、社会的認知度が高く、国際商品としての地位が確保された国際認証制度に基づく認証材によって、国内はもとより国際的な認証材供給ネットワークを構築することが極めて重要である。

さて、世界が注視する東京オリンピック・パラリンピックの競技等の施設整備に当たっては、SGECとしては関係者と一丸となって、我が国の「木の文化」を継承しつつ、認証材の利用によって適正な森林の保全・利用を強く啓発する象徴的な事業として推進されるよう各方面に強く要請してきた。

この度、東京オリンピック・パラリンピックのメイン会場となる新国立競技場について、「木と緑のスタジアム」をテーマとし認証材利用を提案する案が採用されるなど、認証材に対する社会的評価は高まってきている。これを契機に、認証材の利用がより広く社会に浸透し、持続可能な森林経営の実現に大きく寄与することが強く期待される。

ところで、PEFCは各国の森林認証制度のアイデンティティーを認めつつ世界的な森林認証のネットワークの確立を目指して活動を行っている。

SGECとしては、日本もPEFC国際森林認証制度のネットワークの一角を担うことはもとより、世界が注目する一大国際イベントであるオリンピック・パラリンピックの施設整備に国際規格を有する認証材を提供するためにもPEFCとの相互承認を目指した活動を展開してきた。

現在は、昨年3月にPEFCとの相互承認を申請した文書については、PEFCによるアセスメントが終了した段階であり、今後、4月に開催が予定されるPEFC理事会で審議され、その後引き続き開催される総会において審議がなされる予定となっている。

SGECとしては、新年度早々にはPEFCとの相互承認が実現するものと期待しており、新年度は国際森林認証制度として業務体制を整備し、新しい第一歩を踏み出す極めて重要な年を迎えることとなると考えている。

以上の観点から新年度の事業計画を次の通り計画することとする。

1 新 SGEC 国際森林認証制度の普及・啓発活動

PEFC との相互承認の実現し、国際標準に準拠した新 SGEC 国際認証制度としての基礎を構築し、SGEC フォーラム、ステークホルダー会議、地方説明会等の開催を通じて、その普及・拡大を図る。

2 認証材利用の促進

- (1) 東京オリンピック・パラリンピックの競技施設及び同附属施設の整備において森林認証材利用促進に向けた啓発活動を展開するとともに、その認証材利用を契機として広く社会にその普及・拡大が促進されるよう諸施策を推進する。
- (2) 認証材をツールとした地域材供給ネットワークやそのサプライ・チェーンを構築するために、国・公有林と私有林が一体となって森林認証が進められるよう森林組合等の地域活動や地域の調査研究活動に積極的に参画する。
- (3) SGEC 認証材の普及を推進するに当たっては、JAS 制度と一緒に性能品質（JAS）と環境品質（SGEC 認証制度）が一体となった消費者サイドに立ったサプライ・チェーンが構築されるよう普及・啓発に努める。

3 新 SGEC 国際認証制度として管理運用するための制度整備

専門部会内に FM 認証規格作業部会及び CoC 認証規格作業部会を設置し、検討体制を整備し、次の事業を実施する。

(1) 認証制度を適切に運用するための附属文書の検討

新 SGEC 国際森林認証制度の適正かつ円滑な運営を期すため、認証業務の実行状況を十分検証し、附属文書の整備等必要な措置を講ずる。

緊急を要する次の附属文書を制定する。

○SGEC 附属文書 2-10-1-3

SGEC 国際認証制度（PEFC との相互承認に基づく SGEC 認証制度）創設に伴う移行措置（新規制定）

○SGEC 附属文書 4-1-1

SGEC 主張認証製品と PEFC 主張認証製品との互換について（新規制定）

○SGEC 附属文書 2-2-1-3

SGEC ロゴマーク/PEFC ロゴライセンスの発行手続について（新規制定）

○SGEC 附属文書 2-2-1-2

PEFC ロゴライセンスの発行について

(2) FM 認証規格の北海道アイヌ民族及び林地転用に係る規格の検討

専門家の意見をはじめ各種知見を調査研究し、FM 認証規格の見直し若しくは補完するために専門部会等を開催し審議する。（別紙資料）

(3) 認定機関及び認証機関との連携

新 SGEC 国際森林認証制度のスキームオーナーとしての的確な情報を提供し、認証機関による第三者認証が適正に実施されるよう資する。

(4) PEFC との認証制度管理運営契約（以下「運営契約」という。）の締結

SGEC は認可団体として PEFC と運用契約を締結し、SGEC が日本国内の PEFC 認証制度の管理する認可団体 (PEFC-Japan-NGB) としての事務局体制を確立する。

なお、この場合、SGEC 認証業務の実施に当たっては、PEFC 認証制度の関する豊富な経験を有する NPO 法人アジアプロモーションズ (PEFC-AP) と連携し、PEFC-AP にその認証事務の一部を委託する。

4 会員の公募及び広報活動

(1) 会員等の公募

SGEC 認証制度の国際化を契機に、SGEC に対する幅広い支援・協力をいただく輪を広げるために、正会員、賛助会員を広く公募する。

また、SGEC 認証制度を普及・定着を図っていく上で、認証機関の果たす役割は極めて大きいことから今後においても公示による公募を積極的に行う。

(2) 他の機関の会議等に出席

他の機関の会議等に積極的に出席し、SGEC 認証制度の普及・啓発に努める。

(3) 広報活動

ホームページの活用等を通じた PR, 更には、セミナー、講演会等に積極的に参画し、SGEC 認証制度の普及・啓発活動を強化に努める。

別紙資料

PEFC との相互承認案件

PEFC GENERAL ASSEMBLY POSTAL BALLOT 2-2016

This letter is to invite you to vote in a postal ballot of the PEFC General Assembly (PEFC GA PB 2-2016) on the following items:

7) Japan - Endorsement of the SGEC scheme

7) The Sustainable Green Ecosystem Council (SGEC), the PEFC NGB member in Japan, submitted its forest certification scheme for assessment against PEFC requirements in May 2015. Based on the assessment report prepared by TJ Consulting the PEFC Board of Directors decided to recommend the endorsement of the SGEC System to the PEFC General Assembly, subject to the fulfilment of the two following conditions within six months after a scheme endorsement:

- a) SGEC shall actively engage with the AINU Association of Hokkaido in order to develop a mutually acceptable solution for the recognition of AINU people' s rights in the SGEC forest management standard
- b) SGEC shall bring the wording of the requirements concerning conversion in full compliance with PEFC' s requirements (PEFC ST 1003:2010, 5.1.11)

和訳 PEFC 総会郵便投票 2-2016

投票期間 2016 年 5 月 6 日～2016 年 6 月 3 日

<抜粋>

動議 7 日本—SGEC 制度の承認

日本における PEFC 認証管理団体である緑の循環認証会議 (SGEC) は、2015 年 5 月に、PEFC 要求事項に対する SGEC 森林管理認証制度の審査請求を提出した。TJ コンサルティング社による審査報告書に基づき、PEFC 理事会は、次の 2 つの事項が制度の承認後 6 カ月以内に達成されることを条件として、SGEC 森林認証制度を承認することを PEFC 総会に提案することを決定した。

- a) SGEC は、SGEC 森林管理認証においてアイヌ民族の権利承認に向けた相互に受け入れ可能な解決策を見出すため、北海道アイヌ協会と積極的に協議しなければならない。
- b) 林地転用 (一次林の人工林への転換を含む) に関し、SGEC の要求事項の文言を、PEFC の要求事項 (PEFC ST 1003:2010, 5.1.11) に完全に適合したものとしなければならない。

動議7 a) アイヌ民族問題について

SGEC 運用文書 3-1

SGEC 附属文書 3 認証基準「5-1-5」の運用上の留意事項

認証基準「5-1-5」の運用に当たっては、同認証基準、「2-5 遵守・尊重すべき国際条約等及び国内法」及び認証基準 5-2-5 に基づき以下に留意して運用する。

森林管理者は、森林認証に当たって森林管理について、ステークホルダーとして特定されるアイヌ民族の地方支部団体に対して、自由に、事前に、説明し、意見を聴き、意見が出された場合には、必要な協議を行い、ILO169号及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を尊重しつつ、公正に解決を図るための手順を持たなければならないことを旨とする。

なお、北海道内のアイヌ民族及びその地方支部団体については、必要に応じて関係市町村、関係団体等で情報を得た上で対応することとする。

<参照文書>

SGEC 文書 3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン

○ 2-5 遵守・尊重すべき国際条約等及び国内法

(1) 国際条約等

森林管理者は、ILO 基本条約等を遵守して事業を行うこととする。但し、同基本条約等のうち日本において批准等がなされていない条約等については尊重しつつ、具体的には該当する分野については関連する日本国内法を適用して遵守しなければならないこととする。

- ・ 独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）（1991年 日本未批准）
- ・ 先住民族の権利に関する国際連合宣言（2007年 日本賛成票）
- ・ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
（1965年 日本1995年加入）

(2) 遵守すべき日本国内法

- ・ アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（「アイヌ文化振興法」）

○ 認証基準 5-1-5 抜粋

森林管理者は、北海道に先住するアイヌの人々に関し、言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であるとの認識の下で、地域の森林管理の立場から「アイヌ

文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（以下「アイヌ文化振興法」という。）及び「アイヌ政策の在り方に関する有識者懇談会の報告書（以下「報告書」という。）」に基づくアイヌ政策の推進に配慮しなければならない。

また、アイヌの人々が利害関係者として特定される地域の森林管理者は、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に、森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議する手順を持たなければならない。また、協議が整わない場合には、公正な解決を図るための手順を併せて持たなければならない。

注意書 1：森林管理について説明して意見を聴く場合、認証に当たっては自由に、事前に聴くこととする。

○認証基準 5-2-5

森林管理者は、適切な情報を得たうえで、利害関係者を特定し、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。

なお、森林管理計画等の策定においては、地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。

PEFC INTERNATIONAL STANDARD

Requirements for PEFC scheme users

PEFC ST 1003:2010

PEFC国際規格

森林認証制度のための要求事項

2010年11月26日

持続可能な森林管理－ 要求事項

5.6.4 森林管理行為は、権利所有者による自由で、事前の、そして正しい情報を得た上での同意（インフォームドコンセント）なしには侵害をしてはならないILO 条約169号および先住民族の権利に関する国際連合宣言などに記述される確立された（当てはまる場合は弁償の提供も含む）法的、慣習的、伝統的な諸権利を認めた上で、実行しなければならない。権利の範囲がいまだ解決されていない、または、紛争中である場合は、正当で公正な解決の工程が決められていること。その様な場合、森林管理者は、当面の措置として、認証に関わる政策や法律が定める工程、役割および責任を尊重しつつ、関係者が森林管理上の意思決定に有効な参加ができる機会を提供しなければならない。

動議7 b) 林地転用について

SGEC 文書3 SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン

○ 認証基準「2-1-3」

原生林の人工林への転用は、小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外は、発生してはならない。

a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。

b 自然環境保全法及び自然公園法ほか生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと。

○ 認証基準「2-1-4」

林地の林地以外への転用に当たっては、前項の規定のほか森林法で定める保安林制度、森林計画制度及び林地開発許可制度並びに関連する自然環境保全法及び自然公園法等諸法令に基づき適切に実施しなければならない。

PEFC INTERNATIONAL STANDARD

Requirements for PEFC scheme users

PEFC ST 1003:2010

PEFC国際規格

森林認証制度のための要求事項

2010年11月26日

持続可能な森林管理－ 要求事項

5.1.11 一次林の森林プランテーションへの種類の土地使用への転用は、下記による転用を含めた正当化可能な状況以外は、発生してはならない。

a) 土地使用や森林管理に関連する国や地域の政策や法規制に見合った転用であり、政府やその他の公式な当局によって統治される国や地域の土地使用計画の結果であるもので、実質的かつ直接的な関係者や関係団体との協議を含むものであり、かつ

b) 林種の少量部分を含むものであり、かつ

c) 絶滅の恐れがある（脆弱、稀有、または絶滅危惧を含む）森林生態系、文化的・社会的に重要な区域、絶滅の恐れがある種の生息地、またはその他の保護区域に悪影響を及ぼさないこと、かつ

d) 長期的な保全、経済的や社会的な恩恵に寄与する、こと